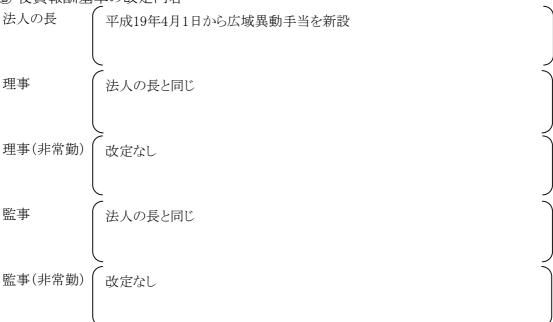
国立大学法人山口大学の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会が行う業績の実績に関する評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で、増額又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容



2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間	報酬等の総額	頂		就任•退	任の状況	前職
仅行		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	月リ邦政
VI. I o F	千円	千円	千円	千円			
法人の長	17,970	12,792	5,178	0 ()			
	千円	千円	千円	千円			
A理事	15,735	11,064	4,478	193 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
B理事	13,267	8,700	3,653	74 (通勤手当)			
				492 (単身赴任手当)			\Diamond
				348 (広域異動手当)			
	千円	千円	千円	千円			
C理事	14,210	10,116	4,094	0 ()			
	千円	千円	千円	千円			
D理事	14,404	10,116	4,095	193 (通勤手当)			
口田市	千円	千円	千円	千円			
E理事 (非常勤)	2,040	2,040	0	0 ()			*
	千円	千円	千円	千円			
A監事	12,494	8,736	3,536	222 (通勤手当)			
B監事	千円	千円	千円	千円			
(非常勤)	1,800	1,800	0	0 ()			

注1:「広域異動手当」とは、人事交流による就任で、就任前後の勤務箇所間の距離等が一定の要件を満たす役員 に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」,役員出向者「◇」,該当がない場合は空欄

前職の各対象の範囲は以下のとおり。

「退職公務員」:本府省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関,特別の機関その他の附属機関及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上で退職した者(下記①から③まで又は役員出向者に該当する者を除く。)とする。

①国立大学・国立高等専門学校の学長その他の教官等 ②退職後10年以上民間会社等の役職員歴 のある者 ③退職後5年以上当該法人等の職員歴のある者

「役員出向者」: 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等の役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者とする。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在	E職期間	退職年月日	業績勘案率	摘	要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし		
理事	千円	年	月			該当者なし		
監事	千円	年	月			該当者なし		

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ① 人件費管理の基本方針

中期計画において中長期的な人事計画を定め、人件費抑制に努めながら全学的に適切な人件費管理を行う。教員については、学長運用ポストにより戦略的重点配分を行い、管理業務部門については、再雇用及び障害者雇用に必要な人件費を確保し、人事計画に沿って人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法第35条において準用される独立行政法人通則法第63条第3項に基づき業務の実績及び国家公務員の給与水準等を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものになるように定めている。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等を考慮し、人件費の範囲内で、昇格の実施、昇給区分の決定及び勤勉手当成績率の決定を行う。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 12 1 = 1 = 1,11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
給与種目	制度の内容
俸給 (昇格)	勤務成績,職務能力等の総合的な評価により,上位の級に昇格させることができる。
俸給 (昇給)	5段階の昇給区分を設けることにより、勤務成績を適切に反映させる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日前6ヶ月以内の期間における勤務成績に応じて定める成績率 に基づき支給する。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- (1) 平成19年4月1日実施
 - 俸給表
 - ・初任給を中心に若年層に限定した俸給月額を引上げる
 - ② 役職手当
 - ・職務や職責を端的に反映できるように定率制から定額制にする
 - ・6種から9種までの新たな区分を設け、適用する職種の見直しを図る
 - ③ 広域異動手当
 - ・広域異動を行った職員に対して広域異動手当を措置する
 - ④ 扶養手当
 - ・子等に係る扶養手当を6,000円から6,500円に引上げる
 - ⑤ 初任給の特例
 - 極めて優れた人材を招へいし易くするために、初任給の特例制度を設ける
- (2) その他
 - ① 平成19年12月期の勤勉手当を0.05月分引上げる

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

			平成	19年度の年	間給与額(平均)
区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
田	1,705	43.3	6,845	4,924	53	1,921
事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
学 伤 1XM	349	41.9	5,351	3,906	79	1,445
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(大学教員)	794	47.8	8,660	6,172	51	2,488
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	380	37.0	4,882	3,545	32	1,337
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医療技術職員)	81	37.5	4,985	3,632	32	1,353
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(附属高校教員)	21	42.5	7,073	5,199	58	1,874
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(附属義務教育学校 教員)	67	41.0	6,753	4,957	85	1,796
技能•労務職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
汉 批 为 伤 概 貝	13	49.5	5,192	3,788	48	1,404

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	31	51.0	4,289	3,127	64	1,162
-t-24 L445	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	22	54.0	3,812	2,816	65	996
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(大学教員)	5	52.1	6,971	4,889	53	2,082
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医療技術職員)	4	32.5	3,561	2,632	71	929

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員,任期付職員及び再任用職員については,該当者がいないため記載を省略した。

注3:「医療職種(病院医師)」は、該当者がいないため記載を省略した。(常勤職員、非常勤職員とも)

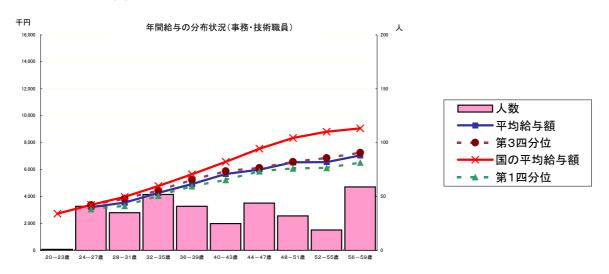
注4:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注5:「技能・労務職員」とは、自動車運転員・調理師等の職員をいう。

注6:非常勤職員の「医療職種(病院看護師)」は、該当者がいないため記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))〔在外職員,任期付職員及び再任用職員を除く。以下,⑤まで同じ。〕

(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

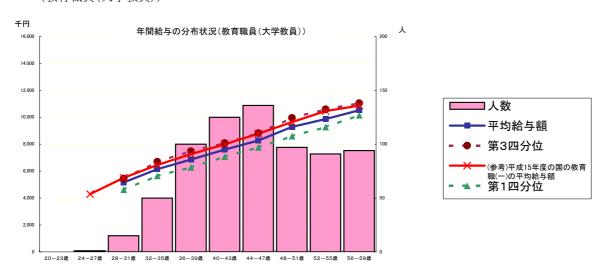
注2:20-23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

(T					
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
力和状化をかりラループ	八貝	十岁十四	第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
•部長	1	59.5	-		-
•課長	22	55.8	7,562	8,297	9,137
•副課長	35	54.9	6,439	6,700	6,972
•係長	119	47.3	5,658	5,998	6,333
・主任	69	39.4	4,398	4,876	5,239
•係員	103	29.6	3,186	3,518	3,850

注:部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の 平均額は表示していない。

(教育職員(大学教員))



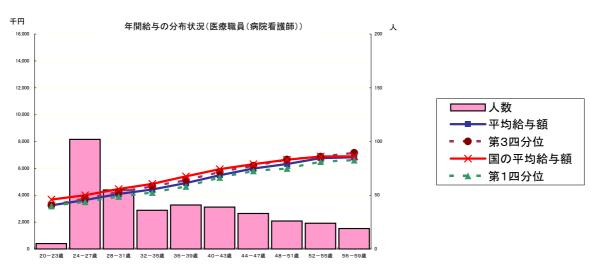
注:24-27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
ガ和れ他をかりグループ	八貝	第1分		+	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	335	54.7	9,597	10,237	10,908
•准教授	252	44.5	7,531	8,045	8,588
・講師	70	43.9	6,833	7,516	8,282
·助教	125	38.8	5,812	6,341	6,868
•助手	10	38.8	4,472	5,014	5,488
•教務員	2	39.5	-		-

注:教務員の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の 平均額は表示していない。

(医療職員(病院看護師))



(医療職員(病院看護師))

() () () () () () () () () ()					
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
ガ和状況をかりグループ	八貝	十岁午町	第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
•看護部長	1	55.5	-		_
•副看護部長	3	50.5	-	6,736	_
•看護師長	25	53.6	6,721	6,849	7,095
•副看護師長	53	48.3	5,882	6,238	6,614
•看護師	297	33.2	3,705	4,402	5,030
•准看護師	1	58.5	-		-

- 注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の 平均額は表示していない。
- 注2:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。
- 注3: 准看護師の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の 平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務·技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		係員	主任 係員	係長 主任	副課長 係長	課長,事務長 副課長
人員	349	64 (10 00)	人 62	人 144		30 (2. av)
(割合) 年齢(最		(18.3%) 歳	(17.8%) 歳	(41.3%) 歳	(10.9%) 歳	(8.6%) 歳
高~最低)		54~22	36~28	59 ~ 35	59~47	59~42
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 2,940~1,779	千円 3,659~2,411	千円 4,877~3,120		千円 7,025~4,572
年間給与 額(最高~ 最低)		千円 3,908~2,449	千円 4,884~3,318	千円 6,639~4,398		千円 9,267~6,439
区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的		1	_Lp ==	1	i	
な職位		部長 課長,事務長	部長	局長 部長	局長	局長
な職位 人員	,	課長,事務長 人 10	人 1	部長 人 0	人 0	人 0
な職位	^	課長,事務長	が長 人 1 (0.3%) 歳	部長人	人 0	Д
な職位 人員 (割合) 年齢(最		課長,事務長 人 10 (2.9%) 歳	人 1 (0.3%)	部長 人 0 (0.0%) 歳	人 0 (0.0%) 歳	人 0

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的 な職位		助手 教務員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員	794	人 7	人 130	人 70	人 252	人 335	人 0
(割合)		(0.9%)	(16.4%)	(8.8%)	(31.7%)	(42.2%)	(0.0%)
年齢(最 高~最低)		歳 51~25	歳 62~28	歳 62~30	歳 61~32	歳 62~39	歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 3,965~2,760	千円 5,885~3,162	千円 6,737~3,708	千円 7,201~4,060		千円
年間給与 額(最高~ 最低)		千円 5,499~3,709	千円 7,835~4,319	千円 9,245~5,249	千円 9,959~5,671	千円 13,882~7,696	千円
- JA (EA)							

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的 な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	副看護部長 看護師長	副看護部長	看護部長
人員	380	人 1 (0.2%)	人 297 (70.9%)	人 53 (12.0%)	人 26 (C. 8%)	人 2 (0.5%)	人 1 (0.2%)
(割合) 年齢(最 高~最低)		(0.3%) 歳	(78.2%) 歳 56~23	(13.9%) 歳 59~36	(6.8%) 歳 59~39	(0.5%) 歳	(0.3%) 歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円	千円 4,746~2,281	千円 5,157~3,832	千円 5,183~3,938	千円	千円
年間給与 額(最高~ 最低)		千円	千円 6,510~3,122	千円 7,246~5,303		千円	千円

注:1級、5級及び6級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

	X	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一往	支給分(期末相当)	%	%	%
	144.	文和力(朔木和目)	65.8	67.0	66.4
管理			%	%	%
職員	査定3 (平均	支給分(勤勉相当))	34.2	33.0	33.6
			%	%	%
		最高~最低	42.2~32.1	39.7~29.7	40.7~31.5
	ćh.	±%\/\(\#\±\+\\\\)	%	%	%
	一1年	支給分(期末相当)	65.8	67.5	66.7
一般			%	%	%
職員	査定3 (平均	を給分(勤勉相当))	34.2	32.5	33.3
			%	%	%
		最高~最低	40.7~31.1	39.7~28.4	38.3~30.3

(教育職員(大学教員))

区分			夏季(6月)	冬季(12月)	計
	05 - L-14 () (110 L-1-1-14)		%	%	%
	一律	支給分(期末相当)	64.0	66.3	65.2
管理			%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)		36.0	33.7	34.8
			%	%	%
		最高~最低	46.5~32.4	44.2~30.4	43.5~31.4
	/dh.		%	%	%
	一伴	支給分(期末相当)	65.5	67.2	34.8 % 43.5~31.4 66.4 % 33.6
一般			%	%	%
職員	査定3 (平均	支給分(勤勉相当))	34.5	32.8	33.6
			%	%	%
		最高~最低	44.8~31.4	45.4~29.6	43.6~30.4

(医療職員(病院看護師))

区分			夏季(6月)	冬季(12月)	計	
	一律支給分(期末相当)		%	%	%	
管理 職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)		%	%	%	
			%	%	%	
		最高~最低				
	. 待	支給分(期末相当)	%	%	%	
	—1手.	又和万(朔木阳ヨ)	64.9	66.1	% 65.5 % 34.5	
一般			%	%	%	
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)		35.1	33.9	34.5	
			%	%	%	
		最高~最低	40.7~31.3	39.7~29.5	40.2~30.4	

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれ のあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員 (大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務·技術職員) 対国家公務員(行政職(一))	82.6
対他の国立大学法人等	94.5
(教育職員(大学教員)) 対他の国立大学法人等	95.3
(医療職員(病院看護師)) 対国家公務員(医療職(三))	93.1
対他の国立大学法人等	96.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

○事務•技術職員

○事務•技術職員					
項目	内容				
指数の状況	対国家公務員	82.6	地域勘案 学歴勘案 地域·学歴勘案	88.2 82.7 88.3	
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由					
給与水準の適切性の 検証	(国からの財政 19年度予算) 【検証結果】 本法人の給与 におり、職員の は、給与水準に	額に占める国 支出額 14,28 制度は,極める 給与支給の基 は妥当なものて 公務員の指数	からの財政支出の 37,000千円、支出 て客観性・合理性 3準は社会一般の であると思われる。	割合 37.6% 予算の総額 37,968,000千円 : 平成 のある国家公務員の給与制度に準拠し 情勢に適合させるという観点において ては、今後、詳細な分析が必要であると	
講ずる措置	今後も国家公務	务員の給与制	度に準拠させてい	くことに努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容				
	対国家公務員	93.1			
指数の状況		参考	地域勘案 学歴勘案 地域·学歴勘案	91.2 92.5 90.4	
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由					
理由 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.6% (国からの財政支出額 14,287,000千円、支出予算の総額 37.19年度予算) 【検証結果】 本法人の給与制度は、極めて客観性・合理性のある国家公務でおり、職員の給与支給の基準は社会一般の情勢に適合させば、給与水準は妥当なものであると思われる。ただし、対国家公務員の指数が低い点については、今後、詳える。 【累積欠損額について】なし(平成18年度決算) 【検証結果】				予算の総額 37,968,000千円 : 平成 のある国家公務員の給与制度に準拠し 情勢に適合させるという観点において	
講ずる措置	今後も国家公	務員の給与制	度に準拠させてい	くことに努める。	

○ 教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較增△减		中期目標期間開始時(平成16 年度)からの増∆減	
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A	13,613,726	13,932,090	△ 318,364	$(\triangle 2.3)$	△ 700,220	(△ 4.9)
退職手当支給額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(B	1,751,191	1,664,164	87,027	(5.2)	197,359	(12.7)
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(C	3,153,938	2,672,706	481,232	(18.0)	958,177	(43.6)
福利厚生費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(D	1,982,177	2,052,119	△ 69,942	(△ 3.4)	△ 32,579	(△ 1.6)
最広義人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+D	20,501,033	20,321,080	179,953	(0.9)	422,736	(2.1)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る 経費等を含むため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額 と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- 1. 対前年度比の増減要因の分析について
 - ① 「給与、報酬等支給総額」 · · · 対前年度比 △2.3% 俸給月額の引上げ、扶養手当の引上げ、広域異動手当の新設等の増額要因があったにもかかわらず、 計画的に実施している退職者の後任補充抑制等の人員削減により、減額となった。
 - ②「最広義人件費」… 対前年度比 0.9%
 - 1) 「退職手当支給額」

退職手当算定上の基本給や支給率が高い定年退職者が多かったことにより増額となった。

2)「非常勤役職員等給与」

外部資金等の運営費交付金以外の経費により雇用される職員の増加及び看護体制の見直しによる 医学部附属病院の看護師の増員等により増額となった。

- ①で示すとおり「給与、報酬等支給総額」は減額となったものの、上記1)及び2)の要因により、全体としては増額となった。
- 2. 人件費削減の取組状況について
- ① 中期目標における取組

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

② 中期計画における取組

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。

③ 人件費削減の取組の進ちょく状況 下表のとおり、総人件費改革は順調に進んでいる。

総人件費改革の取組状況

ı	ALL STATE OF THE S								
	年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度					
	給与、報酬等支給総額 (千円)	14,762,928	13,932,090	13,613,726					
	人件費削減率 (%)		△ 5.6	△ 7.8					
	人件費削減率(補正値) (%)		△ 5.6	△ 8.5					

注1:「人件費削減率(補正値)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年 12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に 基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行 政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%であ る。

注2:基準年度(平成17年度)の給与,報酬等支給総額は,法人移行時の 人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額 である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし